

省エネ施設整備補助金実施要領

1 目的

県知事は、社会福祉施設や私立学校等の負担を軽減し、物価高騰下においても安定的にサービスを提供することを目的に、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人が実施する電気代を削減するための省エネ施設整備に対し、予算の定めるところより補助金を交付する

2 事業実施主体

事業実施主体は別紙の支援対象を運営する法人又は個人とする。

3 補助対象経費

照明（LED）、空調、給湯、断熱及び電力の見える化に係る整備に要する経費

4 事業実施上の留意事項

他の補助制度により、現に上記3の補助対象経費の一部、又はその全部に対して補助を受けている場合は、その経費について本事業の補助対象経費から除外する。

附 則

この要領は、令和4年度9月補正予算から適用する。